

官民境界確定協議申請マニュアル

令和6年3月1日

滋賀県 土木交通部

目次

1 官民境界の確定とは	…	P 1
2 官民境界確定までの流れ	…	P 1
3 官民境界確定申請書	…	P 2
4 境界立会	…	P 6
5 境界確定協議書	…	P 6
6 申請の取り下げ	…	P 8
7 協議済証明書の交付	…	P 9
8 公図訂正の同意	…	P 9
9 14条地図が備え付けられている場合の取り扱い	…	P10
・ 様式	…	P11
・ チェックリスト	…	P20

1 官民境界確定協議とは

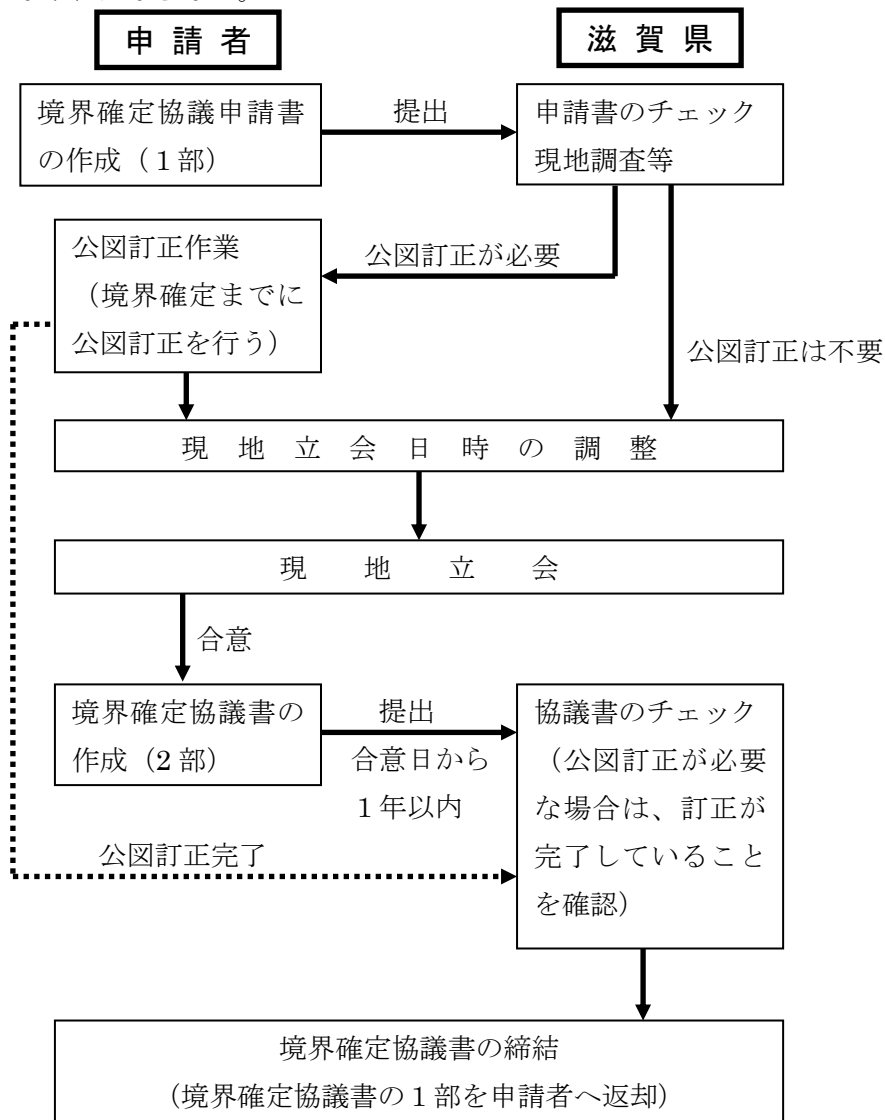
官民境界確定協議とは、滋賀県が管理する公共用財産である一級河川、砂防設備または指定区間外国道（以下、「国道」という。）に供されている等国土交通省所管国有地、もしくは県道等の用に供されている県有地（以下、両者を合わせて「官地」という。）と隣接地の所有権界を確定する私法上の契約行為である。

また、契約行為であるため、関係者の合意が得られない場合は協議不調となり、境界は確定出来ない。

2 官民境界確定協議締結までの流れ

(1) 必要書類

申請者は、申請時に官民境界確定協議申請書（様式第1号）、官民境界確定協議締結までに官民境界確定協議書（様式第4号）の2種類の書類および必要な添付書類を提出しなければならない。



(2) 官民境界確定協議書の提出期限

境界確定協議書の提出期限は現地立会で合意が得られてから1年以内とする。

(3) 官民境界確定協議申請書の返却

現地立会后、1年経過した後も確定協議書の提出がない場合や、現地立会で不調となり境界確定協議作業が停止している場合は、不調として取扱うとともに、官民境界確定協議申請書を申請者に返却する。

3 官民境界確定協議申請書

(1) 申請書の提出（様式第1号）

ア 提出部数は1部とする。

イ 提出前に県担当者と協議を行っておくことが望ましい。

ウ 「官民境界確定協議申請書チェックリスト」を参照し、申請書を作成する。

(2) 申請者および添付書類（可能な範囲で電子データも提出すること）

ア 申請者

申請者は、官地に隣接し、境界を確定しようとする土地（以下、「申請地」。）の所有者とする。ただし、次に該当する場合は、定めるところによる。

(ア) 申請地の所有者が法人である場合は、当該法人の代表権を有する者とする。ただし、法人が解散または倒産した場合は、清算人または管財人とする。（法人の登記事項証明書または破産手続開始決定の官報公告等、申請適格を証明する書類を添付すること。）

(イ) 申請地が共有地である場合は、共有者全員とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は共有者の一部の者による申請を受け付ける。その場合でも、境界確定協議書には、原則として共有者全員が記名押印すること。（令和5年4月1日施行の改正民法の適用については別途定める。）

(ウ) 申請地の所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、相続人の一部の者による申請を受け付ける。その場合でも、境界確定協議書には、相続人全員が記名押印すること。

(エ) 申請地の所有者が、民法第20条他に定める制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、および同意権付与の審判を受けた被保佐人ならびに被補助人）である場合は、法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人および補助人）による申請を受け付けること。

この場合、申請書や官民境界確定協議書の申請者名は、申請地の所有者名に併せ、法定代理人が記名押印し、法定代理人であることを証する書面（戸籍簿謄本または成年後見人等の登記簿謄本）を添付する。

(オ) 特例

公共事業または公共的な事業を施行するために境界確定を行う場合は、事業実施主体である国、地方公共団体およびその他公的機関（以下、「公的機関」という。）からの申請を受け付ける。

なお、公的機関は公社、公団、独立行政法人および土地改良区（組合員所有地に限る）等とする。

イ 添付書類

(ア) 位置図

縮尺は1/5,000から1/10,000程度とし、周辺の建物、地形、方位等が記入されたものに、申請地の位置を明示したものとする。（主要な道路等から現地に至る経路が確認できるもの。）

(イ) 不動産登記法第14条に基づく地図、および不動産登記法第14条に基づく地図に準ずる図面（以下「公図」という。）の写し

法務局から交付を受けた公図の写しで、申請地およびその隣接地全てを含み、字名が記載されていない場合は字名を記入し、さらに次に掲げる事項を記入等したものとする。

- a 申請地を黄色で着色
- b 申請地について、境界確定を求める部分を赤色の線で記載
- c 方位および縮尺
- d 当該公図の写しの交付年月日（提出日の3か月前までであること）および確認者の記名押印
 - (a) 証明付き公図の写しの場合、確認者の記名押印を省略できる。
 - (b) 電子証明の場合は確認日および確認者の記名押印を必要とする。
- e 申請地が字界に接している場合は、隣接する字の公図の写し
- f 公図の写しが複数枚になる場合は、合成公図。（作成者の記名押印が必要）

(ウ) 地積測量図

申請地およびその隣接地（点接する土地を含む）の地積測量図が登記されている場合は、その写し。

(エ) 現況平面図

縮尺は1/100から1/500までの間で、現況を表示するのに適当なものとし、国土交通省公共測量作業規定の地形図編を参考に、国土基本図の図式に則り作成する。

本図面には、申請地、その周辺の地形および地上物件（構造物等）を表示し、次に掲げる事項を記載する。

- a 申請地、その隣接土地ならびに周辺の土地の地番および土地所有者名
- b 縮尺および方位
- c 公共用財産（法定の道路、一級河川または砂防河川（砂防設備））の名称
- d 既確定の境界線（確定線、確定日、確定番号を緑色で記入）

- e 申請者の主張する官民境界線（申請線、「官民境界申請線」の表示を、赤色で記入）
- f 横断図の横断線
- g 測量者ならびに図面作成者の資格、氏名および押印

(オ) 横断図

縮尺は1/100から1/500までの間で、現況を表示するのに適当なものとし、必要な横断箇所（隣接地との接点がある箇所、官民境界申請線の折れ点がある箇所、引照点を明確にするために必要な個所等）について作成する。

本図面には申請地、その周辺の地形および地上物件（構造物等）を表示し、原則として、道路、河川または砂防施設等については全幅を記載したうえで、次に掲げる事項を記載する。

また、当該横断図の横断面位置を、現況平面図に図示する。

- a 申請地ならびに隣接土地等の地番および所有者名
- b 縮尺
- c 公共用財産（法定の道路、一級河川または砂防河川（砂防設備））の名称
- d 既確定の境界線（確定線、確定日、確定番号を緑色で記入）
- e 申請者の主張する官民境界線（申請線、「官民境界申請線」の表示を、赤色で記入）
- f 測量者または図面作成者の資格、氏名および押印

(カ) 隣接土地一覧表（様式第2号）

- a 登記事項証明書または登記簿謄本等のとおり記載する。
- b 官民境界申請線に接する（点接含む）土地すべてを記載する。
- c 申請地を記載した欄を黄色で着色する。
- d 実測面積が明らかな土地は、備考欄にその面積を記載する。
- e 本表の作成（内容確認）年月日（提出日の3か月前までであること）および確認者の記名押印を行う。

(キ) 登記事項証明書

申請地の登記事項証明書を添付する。

(ク) その他

a 相続関係書類

登記事項証明書に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転（相続）登記の手続きがなされていないときは、相続関係図および遺産分割協議書等を添付する。

b 住民票等

登記事項証明書記載の土地所有者の住所が現住所と異なるときは、住所沿革が判明できる資料（住民票、戸籍の附票、法人登記簿等）を添付する。

住民票が無い海外居住者は、最終居住地の住民票の除票を添付する。

c 委任状（様式第3号）

境界確定申請等の業務を委任しようとする場合に添付する。

d 別機関の実施した事業等の調査

申請地付近に下記事業等が実施された、または実施中であるかどうかを調査し、資料を提出して報告する。

(a) 法務局の地図調査

(b) 法務局の筆界特定制度に伴う確定

(c) 各市町の地籍調査

(d) 各市町の地籍調査に伴う先行調査

(e) その他各市町に申請地付近の官民境界確定資料
市町道や法定外公共物を含む。

e その他知事が必要と認める書類

(3) 特殊な対応が必要となる事例

ア 制度上地番がない里道、水路および白地が申請に関連する場合

「里道」、「水路」等として公共用財産と推測されるものを平面図等に配置した上で、名称を記載する。

なお、隣接土地一覧表（様式第2号）では、公共用財産の種別と管理者を記載し、必要に応じて平面図上の位置と対比できるように、本表と現況平面図に番号等を付す。

イ 申請に関連する土地の登記事項または公図と現地に錯誤がある場合

公図と現地を一致させるため、官民境界確定協議に先んじて法務局の「公図訂正」が必要となる。

申請時点では、公図訂正と並行で手続が可能であり、その場合は以下の類型に即して対応する。

(7) 登記事項があるものの公図に記載がない場合

a 一筆の土地に登記事項が重複していると推測されるとき

平面図等にその旨を記載した上で、抹消が推定される土地を省く。

b 公図での記載が漏れていると推察されるとき

平面図等にその旨を記載した上で、当該土地の推定位置を記載する。

(4) 公図に記載があるものの登記事項が無い場合

a 登記事項の登録漏れと推測されるとき

平面図等にその旨を記載した上で、当該土地の推定位置を記載する。

b 公図に誤りがあると推測されるとき

平面図等にその旨を記載した上で、抹消する。

(5) 留意事項

並行して公図訂正の調整を行うため、申請時点の「公図訂正案」も添付する。

なお、公図訂正案は、古地図および古い航空写真等を根拠に作成する。

(4) 立会日時設定

申請者は関係者と立会日時を調整する。

立会日時は原則として平日とし、最終的に県において決定し、申請者へ連絡する。

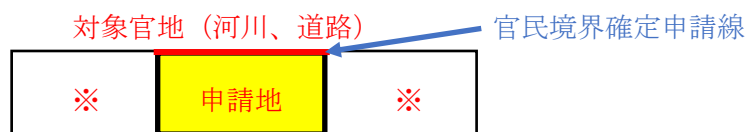
申請者は、利害関係者の立会依頼、既確定線や丈量図、地積測量図等の現地復元等、立会までに、必要な作業を実施する。

4 境界立会

(1) 出席者

ア 申請者（受任者を含む）

イ 申請線に接する土地の所有者（下図の※）



ウ 自治会関係者（自治会長、水利組合長、農業組合長等）

エ 県担当者

オ 関係機関（市町および土地改良区等）の担当者

カ 対側地の所有者（官地が長狭地で、必要と認められる場合）

(2) 実施内容

ア 申請内容の説明、関係者の確認および協議を行う。

イ 関係地権者の同意が得られたら、協議内容の最終確認を行い、引照点や図面の作成方法等について必要な事項を確認する。

ウ 協議が成った境界にかかる境界杭等を設置し、その位置を境界確定協議書（平面図・写真等）に反映する。

5 官民境界確定協議書

(1) 境界確定協議書の提出（様式第4号）

ア 提出部数は2部（正・副）とする。

イ 隣接土地所有者としての記名押印する者

(イ) 隣接土地所有者が複数いる場合

a 共有地である場合は、原則として共有者全員が記名押印する。

b 土地所有者が死亡しており、遺産分割協議が行われていない場合は、原則として相続人全員が記名押印する。

(イ) 民法第20条に定める制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、および同意権付与の審判を受けた被保佐人ならびに被補助人）が隣接土地所有者の場合

法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人および補助人）も記名押印する。

ウ 提出前に県担当者と内容確認を行っておくことが望ましい。

エ 「境界確定協議書チェックリスト」を参照し、協議書を作成すること。

(2) 添付書類（可能な範囲で電子データも提出すること。）

以下の全ての書類を添付する。

ア 印鑑証明書（提出日の3か月前までに取得したもの）

(ア) 隣接土地所有者の押印は実印とする。印鑑証明書等の証明日に注意する。

ただし、提出後に必要となった修正に時間を要した場合は、再度印鑑証明書の提出を求めることがある。

(イ) 隣接土地所有者が法人（の代表権を有する者）である場合は、代表権を有することを証する書類（法人の代表者事項証明書または登記簿謄本および印鑑証明書）を添付する。

(ロ) 隣接土地所有者が民法第20条に定める制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、および同意権付与の審判を受けた被保佐人ならびに被補助人）である場合は、法定代理人であることを証する書面（戸籍簿謄本または成年後見人等の登記簿謄本）を添付した上で、法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人および補助人）も印鑑証明書を添付する。

(ハ) 隣接土地所有者が公的機関の長（土地改良区を除く）の場合、印鑑証明書の添付を省略し、隣接土地所有者（乙）欄に公共事業施行者として記名押印する。

(ニ) 印鑑証明書を発行できない海外居住者は、大使館等にて署名証明書等の交付を受け、添付する。

(ホ) **添付する印鑑証明書等は、全て原本を添付することとする。**

イ 官民境界確定承諾書（様式第5号）

(ア) 立会人等の住所、氏名（自筆）を記入のうえ押印する。

(イ) ただし、法人は代表印、自治会または区を代表する者は職印を原則とする。

自治会長、水利組合長、農業組合長等が立会や承諾書への押印を拒否した場合、その経過を説明する文書を添付する。

(ロ) 承諾書に記載する者は以下のとおり。

a 申請線に接する土地所有者

b 自治会関係者（自治会長、水利組合長、農業組合長等）

c 県担当者

d 関係機関（市町および土地改良区等）の担当者

e 対側地の所有者（官地が長狭地で、必要と認められる場合）

ウ 位置図

官民境界確定申請書に準じる。

エ 公図写し

申請時点で「申請に関連する土地の登記事項または公図と現地に錯誤がある場合」は、公図訂正が完了した後の公図を添付する。

オ 現況平面図

官民境界確定申請書に準じて作成し、次のとおり記載する。

- (ア) 確定した官民境界線は赤色とし、「官民境界確定線」と朱書する。
- (イ) 既確定の境界線は緑色とし、確定日、確定番号を記入する。
- (ウ) 境界線が復元できるように、境界杭等と近傍の恒久的地物（精度に問題のある箇所は不可、以下「引照点」という。）との距離、角度等の位置関係、引照点の詳細説明図を記入する。引照点は同種の構造物とせず、複数の種類とすることが望ましい。（例：マンホール、集水ならびに排水柵および建物等）
- (エ) 境界杭、各測点、各引照点等の各点間距離を明示する。

カ 横断面

官民境界確定申請書に準じて作成し、次の事項を追加する。

- (ア) 確定した官民境界線は赤色とし、「官民境界確定線」と朱書する。
- (イ) 既確定の境界線は緑色とする。
- (ウ) 各々の構造物等と官民境界線の位置関係が最も短くなる官民境界線に対する垂線およびその長さを記入する。

キ 隣接土地一覧（様式第2号）

官民境界確定申請書に準じて作成する。

ク 測量図等

- (ア) 直角座標法で測量し、測点図や座標一覧表等を添付する。
- (イ) 座標は原則として世界測地系による。

ケ 現況写真

- (ア) 添付要否
 - 必要に応じて添付する。
- (イ) 必要な写真の内容
 - a 境界の位置
 - b 境界杭および境界標
 - c 引照点
 - d a～cの周辺状況

(3) その他の注意事項

官民境界確定協議書を提出する時点で、申請書に添付された公図の写しおよび登記事項証明書等について、登記事項の異動がないか確認の上で提出する。（分筆、合筆、所有権移転等）

6 申請の取り下げ

何らかの理由で申請の取り下げが必要となった場合は、任意の様式により取り下げ申請を行う。

7 官民境界確定協議済証明書の交付

官民境界確定協議書が過去に作成されている土地について、その内容の写しを交付するものである。申請人が（自己が保有する）協議書を紛失した、または土地の所有権移転をしたものの官民境界確定協議書を引き継がなかった等の場合に、交付を申請することができる。

なお、申請者は、申請時点での土地所有者もしくはその相続人（1名でも可能）に限る。

(1) 申請書の提出（様式第6号）

ア 提出部数は2部とする。

イ 実印を押印する。

(2) 添付書類

以下の全ての書類を添付する。

ア 位置図

縮尺は1/5,000から1/10,000までとする。

イ 申請箇所を明示（着色）した法務局備え付け図面、公図（取得した**原本**）

ウ 登記事項証明書（取得した**原本**）

申請地一筆につき1通とする。

エ 申請者の印鑑証明書

法人の場合は登記事項または代表者事項証明書および印鑑証明書とする。

オ その他知事が必要と認めた書類

例：住所表示変更証明、地積測量図、相続関係図等。

(3) 留意事項

ア 協議済証明書の添付書類として交付できるのは、表紙、公図、平面図、横断図、測点図および座標値のみ。承諾書、隣接土地一覧表およびその他は交付できない。

イ 印影等、個人情報に属する情報は抹消した上で交付する。

8 公図訂正の同意

(1) 申請書の提出（様式第7号）

提出部数は1部とする。

(2) 添付書類

ア 知事が同意をする書類

イ 各隣接土地所有者およびその他利害関係人の同意書写し

ウ 訂正前後の公図

エ 位置図

オ 隣接土地一覧表（様式第2号）

カ 枝番の土地の場合は分筆経過説明図

キ その他知事が必要と認めた書類

9 14条地図が備え付けられている場合の取り扱い

(1) 境界立会申請

不動産登記法第14条地図（以下「14条地図」という。）の地域内にある官地に隣接する土地の所有者が自己の所有地との境界立会を求めるときは、境界立会を申請することができる。

なお、官地が14条地図の地域外にある場合、添付書類は官民境界確定申請書に準じる。

ア 申請書の提出【部数：1部】（様式第8号）

イ 添付書類

以下の全ての書類を添付する。

(ア) 申請箇所を明示（着色）した位置図

縮尺は1/5,000から1/10,000までの間とする。

(イ) 申請箇所を明示（着色）した14条地図の写し

(ロ) 申請者所有地および公共物の登記事項証明書

地番の表示された土地である場合は、添付する。

(エ) その他知事が必要と認める書類

ウ 立会証明書の交付

現地での立会で、現地と14条地図とに相違がなかった場合には、申請者は立会証明書を提出する。

(ア) 立会証明書の提出【部数：2部】（様式第9号）

(イ) 添付（合綴）書類

a 位置図

申請書に準じる。

b 申請箇所を明示（着色）した14条地図の写し

c 土地を分筆地積測量しようとする場合は、地積測量図

様式第1号

官民境界確定申請書

令和 年 月 日

道路管理者
河川管理者
砂防設備管理者
滋賀県知事

様

住 所

氏 名
(または名称)
連絡先

印

私所有の下記土地と滋賀県が管理する公共用財産との境界を確認いただきたいので申請します。

記

1 物件の表示

官 地
隣接土地

2 申請の目的

3 その他参考となるべき事項

延長	道路	国道・県道	号・線	m
	河川	一級河川	川	m
	その他			m
		合計		m

4 添付書類

- (1) 位置図 1/5,000~1/10,000
- (2) 公図写し
- (3) 地積測量図
- (3) 現況平面図 1/100~1/500
- (4) 横断図 1/50~1/100
- (5) 隣接土地一覧表 (様式第2号)
- (6) 登記事項証明書
- (7) その他

※ 確定協議書の提出期限は立会日から1年です。

隣接土地一覧表

土地の所在地
 市 大字
 郡 町

字名	地番	地目	地積 (㎡)	所有権者	備考

令和 年 月 日

法務局備付けの情報と相違ありません。

調査員 _____ 印

(注)

- 1 登記事項証明書等のおり記載すること
- 2 字名毎に、地番（および枝番）の順序に整理して記載すること。
- 3 官地の隣接土地のすべて、すなわち境界確定申請に、利害関係を有する土地について、申請者、申請者以外の者の所有地を含めて記載すること。なお、公図に記載のない土地の登記事項証明書が存在する可能性があるため、十分調査すること。
- 4 申請地番についても記載し、黄色で着色すること。
- 5 実測面積が明らかなものについては備考欄にその面積を記載すること。

委任状

道路管理者
河川管理者
砂防設備管理者
滋賀県知事

様

私儀
を代理人と相定め、

下記権限を委任いたします。

記

下記私所有の土地と官地（ ）との境界確定に関する
委任の範囲は次のとおりです。

土地の所在

市

郡

町

大字

字

番地先

ただし、申請および確定行為は除く

令和 年 月 日
住所
氏名



官 民 境 界 確 定 協 議 書

〇〇〇〇管理者滋賀県知事（以下「甲」という）と隣接土地所有者
（以下「乙」という）とは、境界に関し協議を遂げ、別添現況平面図に
表示された境界を確認のうえ同意する。

1 物件の表示

官 地
隣接土地

2 立会い年月日

令和 年 月 日

3 境界の位置

別添現況平面図記載のとおり

令和 年 月 日

甲 〇〇〇〇管理者
滋賀県知事

乙 隣接土地所有者

住 所

氏 名

(実印)

添 付 書 類

- (1) 印鑑証明書
- (2) 承諾書（様式第5号）
- (3) 位置図 1/5,000~1/10,000
- (4) 公図写し
- (5) 現況平面図 1/100~1/500
- (6) 横断図 1/50~1/100
- (7) 隣接土地一覧表（様式第2号）
- (8) 測量図等
- (9) 写真

官民境界確定協議済証明交付申請書	
令和 年 月 日	
〇〇〇〇管理者 滋賀県知事	様
申請者（住所）	
（氏名）	
実印	
[連絡先]	
下記官地と隣接地との境界に関し、下記のとおり協議済であることを証明願います。	
記	
物件の表示	官 地 隣接地
境界の位置	別添実測図記載のとおり
協議日付および番号	昭和／平成／令和 年 月 日 滋 第 号
確定協議書を所持していない理由	
1. 紛失 2. 複数人との（公共事業による）協議のため原本不所持	
3. 所有権移転に伴う引き継ぎ未了 4. その他（ ）	
証明書の使用目的	
1. 分筆登記申請の為 2. 建築・開発等許可申請の為 3. 境界確認の為	
4. その他（ ）	
上記のとおり相違ないことを証明する。	
第 令和 年 月 日 号	
〇〇〇〇管理者 滋賀県知事	
印	

【添付書類】

1. 位置図（1/5,000～1/10,000）
 2. 申請箇所を明示（着色）した法務局備え付け図面、公図
 3. 申請者の当該所有地の登記事項証明書
（原本・申請箇所一筆につき一通）
 4. 申請者の印鑑証明書（法人においては資格・印鑑証明書）
 5. その他知事が必要と認めた書類（住所表示変更証明、地積測量図等）
- ※申請は、正・副1部ずつ提出のこと（正本のみ上記書類を添付）

様式第7号

公図訂正同意申請書				
				令和 年 月 日
〇〇〇〇管理者 滋賀県知事				様
申請者（住所）				
（氏名）				
印				
[連絡先]				
下記1の土地について、大津地方法務局 支局・出張所 備付公図の記載に誤りがみられたため、公図訂正を申請するにあたり、隣接土地所有者として同意していただきたく申請します。				
記				
1. 公図訂正を行う土地の表示				
	市		大字	字
	郡	町		番地先
地目				地積
2. 隣接する官地				
施設名	道路	国道・県道	号・線	
	河川	一級河川	川	
	市		大字	字
	郡	町		番地先
地目				地積

【添付書類】

- ・知事が同意をする書類
- ・各隣接土地所有者およびその他利害関係人の同意書写し
- ・訂正前後の公図
- ・位置図
- ・隣接土地一覧表（様式第2号）
- ・枝番の土地の場合は分筆経過説明図
- ・その他知事が必要と認めた書類

境界立会申請書

令和 年 月 日

滋賀県知事

様

(申請者)

住所

氏名

申請個所	
隣接公共施設名	
証明を必要とする理由	1 官地に隣接する土地を分筆地積測量するため。 2 官地に隣接する土地において、家や工作物を建築するため。 3 宅地造成等で、官地に隣接する土地の形状を変更するため。
添付書類	1 位置図 (1/5,000~1/10,000) 2 申請箇所を明示(着色)した14条地図の写し 3 登記事項証明書(申請者所有地および公共物) 4 その他知事が必要と認める書類

立 会 証 明 書

- 1 土地の表示
(所在、地番)
(地目、地積)
- 2 土地所有者の住所、氏名

上記土地隣接土地の管理者として立会し、境界を確認したことを証明する。

記

- 1 官地の所在および財産名
- 2 立会年月日
令和 年 月 日
- 3 立会者の職氏名

令和 年 月 日

滋賀県知事

(注) 本書と別添図面に割印のないものは無効である。

○ 官民境界確定協議申請書 チェックリスト ※県に提出して頂く申請書の部数は1部です。

1 官民境界確定申請書（様式第1号）

- 申請者住所 氏名 押印 申請土地の所在地
- 申請地に隣接する公共用財産の名称（例：県道 草津守山線・一級河川 葉山川）
- 申請地に隣接する公共用財産の地番（有番地の場合）
- 申請目的 連絡先（業者名 電話番号）

2 位置図（縮尺 1/5,000 から 1/10,000 程度）

- 縮尺 方位 申請地の明示（申請地：黄色、申請線：赤色）

3 公図写し

- 法務局備付の公図を転写（里道：赤 水路：青）
- 申請地（地番）を黄色に着色 申請線を赤色で記載
- 申請地（地番）が字界の場合は隣接する字の公図の写しも添付
- 公図の写しが複数枚になるときは合成公図（集合図）を作成して添付
※合成公図（集合図）だけではなく原図も添付すること
- 方位・縮尺 確認者記名押印 確認日 ※申請日より3か月以内であること
- 市町名、大字、字 公図訂正の予定がある場合は訂正予定案も添付

4 地積測量図・土地所在図等

- 地積測量図 土地所在図
- ※分筆や土地改良などで参考となる図面が存在する場合はできる限り添付してください。

5 現況平面図（縮尺 1/100～1/500）

- 各申請地ならびに隣接地の地番および土地所有者名 縮尺 方位
- 公共用財産の名称 確定済みの官民境界線（緑線を表示 確定年月日 確定番号）
- 申請者の主張する官民境界線を赤色で表示 横断図面の横断線
- 測量者・図面作成者の資格、氏名および押印

6 横断図（縮尺 1/100～1/500）

- 申請者の主張する境界線を赤色で表示 作成箇所を平面図に明示
- 申請地ならびに隣接土地等の地番および所有者 縮尺
- 公共用財産（法定の道路、一級河川または砂防河川（砂防設備））の名称
- 既確定の境界線（確定線、確定日、確定番号を緑色で記入）
- 測量者または図面作成者の資格、氏名および押印

7 隣接土地一覧（様式第2号）

- 市町名、大字、字は登記事項証明書等のとおり記載
- 公共用財産に接する申請線の隣接地
- 申請地を黄色に着色
- 実測面積が明らかな土地は、備考欄に面積を記載
- 作成日（内容確認年月日（提出前3か月以内））および確認者の記名押印

8 登記事項証明書（正本1部）

※ インターネットを通じて所得した登記事項証明書（正本）は、確認者の記名押印が必要

9 その他必要に応じて

- 戸籍謄本 相続関係図 遺産分割協議書
- 住民票 戸籍の付票 法人登記簿謄本 委任状（様式第3号） 別機関の実施した事業等の資料
- 申請者が制限行為能力者の法定代理人の場合はそれを証するもの
- 法定代理人の権限が確認できるもの 必要に応じて申請地の現況写真に確定線を明示

* 書類作成要領

- ・番号順に綴じてください。
- ・縮尺を記載どおりに合わせてください。

○ 境界確定協議書 チェックリスト ※県に提出して頂く部数は2部（正本・副本）です。

1 境界確定協議書（様式第4号）

糊付け 袋とじ 表裏に申請者が実印で割印 公共用財産名 公共用財産の地番 隣接土地
立会日 一部確定の有無（原則しない） 隣接土地所有者住所 隣接土地所有者氏名 実印で押印

2 印鑑証明書

正本1部、副本には写し（法人は代表者事項証明書等も必要）（公共事業の場合は省略できる）
提出日の3か月前までに取得したもの（修正に時間を要した場合は、再度提出が必要なことがある）

3 官民境界確定承諾書（様式第5号）

承諾者の住所 自筆で氏名
申請線に接する土地所有者（個人は認印、法人は原則代表者印） 県担当者（認印）
自治会関係者（職印） 関係機関（市町および土地改良区等）の担当者（認印）
官地が長狭地で、必要と認められる場合は対側地の所有者（個人は認印、法人は原則代表者印）

4 位置図

縮尺 方位 申請地の明示（申請地：黄色、申請線：赤色）

5 公図写し

法務局備付の公図を転写（里道：赤 水路：青） 申請地（地番）を黄色に着色 申請線を赤色で記載
申請地（地番）が字界の場合は隣接する字の公図の写しも添付
公図の写しが複数枚になるときは合成公図（集合図）を作成して添付
方位・縮尺 確認者記名押印 確認日 ※提出日より3か月以内であること
市町名、大字、字 官民境界確定協議に公図訂正がある場合、訂正後の公図を添付。

6 現況平面図

各申請地ならびに隣接地の地番および土地所有者名 縮尺 方位
境界線を赤色で明示し、「官民境界確定線」と記入 公共用財産の名称
確定済みの境界線（緑線で表示 確定年月日 確定番号）
横断面図面の横断線 境界杭や引照点等の詳細の明示 各測点名 各測点距離
測量者・図面作成者の資格、氏名および押印 ※各測点図添付の場合は、平面図記入は省略可

7 横断面図

縮尺 境界線を赤色で「官民境界確定線」と明示 作成箇所を平面図に明示 構造物等からの距離
申請地ならびに隣接土地等の地番および所有者 測量者または図面作成者の資格、氏名および押印
公共用財産（法定の道路、一級河川または砂防河川（砂防設備））の名称
既確定の境界線（確定線、確定日、確定番号を緑色で記入）

8 隣接土地一覧表（様式第2号）

確定線に接する隣地 確定地番、申請者名に着色（黄色） 市町名、大字、字
作成日（内容確認年月日（提出前3か月以内））および確認者の記名押印

9 測点図

各点間距離 各測点名 座標リスト（任意座標、国家座標、世界測地系等の記載）
境界標の種別（鉾・プレート・コン杭） 官民境界線（赤色） 基準点網図（公共座標の時）

10 現況写真（必要に応じて添付）

境界の位置（赤色の線に「確定線」を明示） 境界杭および境界標 引照点 周辺の状況

11 その他（必要な場合のみ添付）

土地の全部事項証明書 ※ 確定地の所有者が申請時と異なる場合。
地元古図・幅帳 理由書 確約書 戸籍謄本（確認後返却のこと） 相続関係図

* 書類作成要領

・番号順に綴じる。
・図面記載の縮尺に一致しない拡大・縮小は行わない。